

石川県社会教育協会 規約

(名 称)

第1条 本会は、石川県社会教育協会という。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、石川県平和町庁舎内におく。

(目 的)

第3条 本会は、本県における社会教育及び生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会教育、生涯学習に関する調査研究及び情報収集
- (2) 社会教育、生涯学習に関する研修及び講習
- (3) 社会教育功労者の表彰
- (4) 社会教育関係団体との協力連携
- (5) 機関紙誌の発行
- (6) その他必要な事業

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

正 会 員 本会の目的に賛同し、所定の会費を納入する者

賛助会員 本会の目的に賛同し、事業・運営のため賛助会費を納入した個人
または法人

特別会員 本会の運営に顕著な功労があった者及び相応の寄付金を拠出した
個人または法人

2 会費及び寄付金に関しては、別に定める。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員をおき、理事会が推薦し、総会において選出する。

会 長 1 名

副 会 長 若干名

理 事 郡市理事及び団体理事をもって構成し、うち1名を常任理事とする。

監 事 2 名

2 役員任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。

第7条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、本会の運営及びその他重要な事項について審議する。

4 監事は、会計を監査する。

第8条 本会に顧問、参与をおくことができる。

2 顧問、参与は、会長が理事会に諮り委嘱する。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

第10条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

第11条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選出
- (4) その他重要な事項

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会における委任事項
- (3) その他緊急を要する事項

第12条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき開く。

3 理事会は、会長が必要と認めたととき開く。

第13条 総会及び理事会は、会長が招集する。

第14条 総会の議長は、出席会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長が当る。

第15条 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事 務 局)

第16条 本会の事務を処理するため、幹事長(事務局長)1名、幹事若干名をおき、会長が委嘱する。

(会 計)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第19条 この規約は、総会の議決を経なければ改正することはできない。

(付 則)

この規約は、下記の日から施行する。

- 1 昭和45年5月16日から施行
- 2 昭和54年6月16日から施行
- 3 昭和58年5月28日から施行
- 4 平成14年6月 1日から施行
- 5 平成20年5月24日から施行
- 6 平成25年6月 8日から施行